

仙台 89ERS ホームタウン協議会規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本協議会は、「仙台 89ERS ホームタウン協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、会員団体相互で連携し仙台市をホームタウンとする仙台 89ERS が一層多くの人々に愛され地域に密着した球団となるよう支援し、バスケットボールを核とした スポーツの振興、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達するためクラブと連携し、次の事業を行なう。

- (1) クラブの取り組む事業への支援及び応援機運の醸成に関する事
- (2) バスケットボールを中心とした地域スポーツの振興に関する事
- (3) クラブを核とした地域・経済の活性化に関する事
- (4) 青少年の健全育成に関する事
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事

第 2 章 組 織

(会員)

第 4 条 協議会の会員団体は、第 2 条の目的に賛同する団体・企業等とする。

- 2 会員団体になろうとする者は、あらかじめ所定の様式により申し込み、事務局の審査を経て加入することができる。

(会費)

第 5 条 協議会会費は年間 1 口 10,000 円とし、毎年所定の納期までに納入しなければならない。

(役員)

第 6 条 協議会には、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
監 事	2 名

- 2 会長は、仙台市長をもって充てる。
- 3 副会長以下役員は、会員団体のうちから会長が指名する。
- 4 会長から指名のあった会員団体は役員を推薦するものとする。

(協議会役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。なお、総会において別段の決議がされなかったとき、及び、事前の退任の申出がないときは、再任されたものとみなす。

- 2 任期の満了前に退任した役員補欠として指名された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(顧問)

第9条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ、協議会の事業に関し、指導及び助言を行う。

第3章 会 議

(総会)

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催する。
- 3 総会は、会長が招集し、その議長にあたる。
- 4 総会は、すべての会員団体に構成する。
- 5 総会では、規約、予算及び決算その他重要事項について審議し決定する。
- 6 総会の議決は、出席会員団体の過半数で決し、可否同数の時は議長が決定する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会)

第11条 円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を設置する。

- 2 幹事は、会員団体の中から会長が選任する。
- 3 幹事に、幹事長を置き、会長が指名する。
- 4 幹事会は、会長が招集し、議長は幹事長があたる。

- 5 幹事会では、総会に諮る議案や組織の重要事項について審議する。
- 6 幹事長は、幹事会の決議を経て、会長に意見を具申することができる。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(運営委員会)

第12条 事業の効果的な実施に資するため、協議会に運営委員会を設置する。

- 2 運営委員は、会長が選任する。
- 3 運営委員会には、運営委員長を置き、会長が指名する。
- 4 運営委員会は、運営委員長が招集し、その議長にあたる。
- 5 運営委員会では、事業の企画立案、実施について審議する。
- 6 運営委員長は、運営委員会の決議を経て、幹事長に意見を具申することができる。
- 7 運営委員長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

第4章 専決処分

(専決処分)

- 第13条 会長は、会議を招集するいとまがないとき又は軽易な事項については、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により議決した事項については、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団に置く。
- 2 事務局長は、会長が指名する。

第6章 会計

(会計)

- 第15条 協議会の経費は、協賛金、負担金、寄付金、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(予算及び決算)

第17条 協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会で承認を得なければならない。

第7章 補 則

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年9月5日から施行する。
- 2 協議会の設立年度における役員の任期は第8条の規定にかかわらず、平成28年9月5日から、平成30年6月30日までとする。
- 3 協議会の設立年度における事業年度は、第16条の規定にかかわらず、平成28年9月5日から、平成29年6月30日までとする。